

子育て世帯への臨時特別給付金

後日お知らせすることになっていた（広報きりゅう1月号9ページ参照）、令和4年2月1日から3月31日までに生まれた新生児に係る申請期限のお知らせです。

支給額＝1人あたり一律10万円

申請期限＝4月28日（木）※郵送の場合は、当日消印有効

手続き＝児童手当の申請をする人は、児童手当の手続きと併せて給付金の申請書を記入してください。公務員は、子育て支援課（保健福祉会館1階）または郵送で申請書などを提出してください。

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1152）



4月2日（土）～17日（日） 吾妻公園チューリップまつり



赤、白、黄色のチューリップ約1万株が吾妻公園の花壇で開花します。

▶写生大会の作品を募集します

入賞者には賞状と賞品、応募者には参加賞を進呈します。

また、全作品を5月7日（土）から22日（日）まで、吾妻公園イベント室で展示します。

対象＝市内の小学生、幼稚園・保育園児が描いた吾妻公園の風景画。用具は自由で、四つ切画用紙を使用。

応募方法＝応募は1人1点まで。画用紙の裏面に①学校（園）名、②学年（組）、③氏名（ふりがな）、④年齢（未就学児は住所と電話番号）を記入し、4月17日（日）午後5時までに、直接、吾妻公園管理事務所へ。

問い合わせ＝吾妻公園管理事務所（☎22 - 8636）

桐生は物語にあふれているパートⅢ 桐生の七不思議ツアー——本町を巡る——

本町・重伝建地区の七不思議を巡る“織都桐生”案内人の会による自主企画ツアーです。

ゆっくりリズムで桐生散歩を楽しんでみませんか。

期日＝3月27日（日）

時間＝午前9時30分～正午（予定）

集合場所＝桐生市観光駐車場（青年の家隣）

募集人数＝30人（先着順）※群馬県民限定

費用＝300円※当日集金します。

申し込み＝3月12日（土）午前10時から、電話で（一社）桐生市観光物産協会「シルクル桐生」へ。

問い合わせ＝（一社）桐生市観光物産協会（「シルクル桐生」内、☎32 - 4555）

令和4年自主企画第一弾 桐生は物語にあふれているパートⅢ
桐生の七不思議ツアー
——本町を巡る—— 群馬県民限定

本町・重伝建地区の七不思議を巡るツアー「ゆっくりリズムで桐生散歩」
※難儀の名主公一・徳田長兵衛は桐生育ち
※江戸時代の第九代横濱一色山内五郎は桐生から
※桐生西天寺とは？
※のおまけのめいめいなまげの年ばらしをみる

日時	令和4年3月27日（日）	9:30～12:00
集合場所	桐生市観光駐車場	桐生市立青年の家隣 桐生市仲町1-792-3
募集人数	先着30名	参加費 300円（保険料等）
受付	令和4年3月12日（土） 10:00 受付スタート	申込方法 シルクル桐生へTEL申込 ☎0277-82-4555 受付時間 10:00～17:00

ご参加に際しての注意事項
※募集定員に達してからのお申込みはキャンセル待ちとなります。
※雨天決行・荒天中止
※新型コロナウイルス感染症拡大により中止する場合がございます。ご了承ください。
※手拭タオル等をご用意してご参加ください
※受付時に検温と手指の消毒にご協力ください。

主催（一社）桐生市観光物産協会「織都桐生」案内人の会

ひまわり団地分譲価格見直しによる 申し込み受け付け



黒保根町宿廻地内の「ひまわり団地」9区画を分譲価格を見直して販売します。

※購入の際には、各種支援事業があります。

期間＝3月14日（月）～4月15日（金）※土、日、祝日を除く

申し込み＝申込用紙に必要事項を記入し、直接、黒保根支所地域振興整備課建設係へ。申込用紙と案内書は同課と市ホームページにあります。

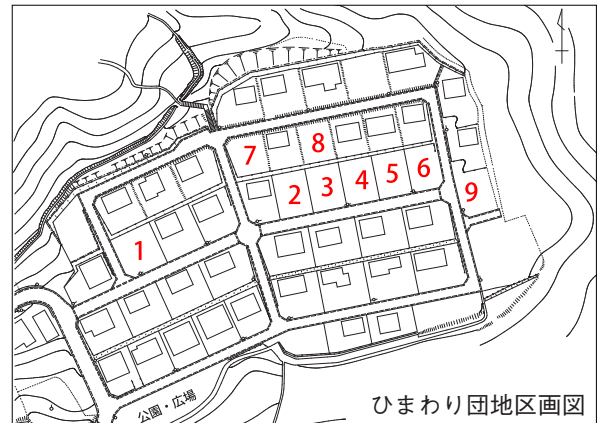
選定方法＝同一区画に複数の申し込みがあった場合は、4月24日（日）午前10時から抽せんを行います。

▶**現地見学相談会**

期日＝4月3日（日）

時間＝午前10時～午後3時

問い合わせ＝黒保根支所地域振興整備課建設係（☎96-2110）



▼区画別販売価格表

区画 番号	地番	面積		販売価格	単価	
		平方メートル	坪換算		平方メートルあたり	坪あたり
1	91 - 51	428.31	129.56	2,244,000 円	5,239 円	17,320 円
2	91 - 58	351.04	106.18	1,787,000 円	5,091 円	16,830 円
3	91 - 59	354.68	107.29	1,805,000 円	5,089 円	16,824 円
4	91 - 60	347.50	105.11	1,769,000 円	5,091 円	16,830 円
5	91 - 61	354.72	107.30	1,823,000 円	5,139 円	16,990 円
6	91 - 62	335.19	101.39	1,756,000 円	5,239 円	17,319 円
7	91 - 63	381.79	115.49	1,863,000 円	4,880 円	16,131 円
8	91 - 65	341.82	103.40	1,688,000 円	4,938 円	16,325 円
9	91 - 76	329.20	99.58	1,656,000 円	5,030 円	16,630 円

マイナンバーカード出張申請サポート

対象＝市内に住所を有し、マイナンバーカードを取得していない人

内容＝申請に必要な顔写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの交付申請をサポートします。

持ち物＝マイナンバーカード交付申請書

問い合わせ＝DX推進室業務プロセス担当（☎内線558）

▼出張申請サポート実施施設一覧

施設名	期日	時間
広沢公民館	3月8日（火）	午前9時から 正午まで
境野公民館	3月10日（木）	
梅田公民館	3月15日（火）	
相生公民館	3月17日（木）	
川内公民館	3月22日（火）	
菱公民館	3月24日（木）	

令和4年度国民年金保険料納付額

令和4年度分の国民年金保険料は、月額16,590円（年額199,080円）です。

納付書は、4月上旬に、日本年金機構から国民年金保険料納付案内書と一緒に郵送されますので、納期限までに納付してください。

▶前納で保険料が割引に

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる前納制度があります。納付額は右表のとおりです。

現金での一括納付を希望する場合は、前納納付書を使用し、納付書に記載されている期日までに納付してください。

なお、前納した期間中に就職し、厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合は、それ以降の期間の保険料は還付されます。

問い合わせ＝桐生年金事務所（☎44 - 2311）、市民課年金担当（☎内線273）

▼令和4年度国民年金保険料納付額（前納の場合）

区分		口座振替	現金またはクレジット納付
6か月前納 (4月～9月分、10月～翌年3月分)	前納額	98,410円	98,730円
	割引額	1,130円	810円
1年前納 (4月～翌年3月分)	前納額	194,910円	195,550円
	割引額	4,170円	3,530円
2年前納 (4月～翌々年3月分)	前納額	381,530円	382,780円
	割引額	15,790円	14,540円

土地・家屋価格等帳簿の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧

縦覧・閲覧の期間＝4月1日（金）～5月31日（火）※土、日、祝日を除く

場所＝税務課（市役所1階）、新里・黒保根支所
必要なもの＝本人確認書類※委任を受けた人は委任状、借地・借家人などは賃貸借契約書などの書類が必要です。

▶土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、本人の土地や家屋の評価額を他と比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。

固定資産税納税者と納税者の委任を受けた人は、土地・家屋価格等帳簿を無料で縦覧できます。

ただし、固定資産税の課税標準額合計が、土地で30万円未満、家屋で20万円未満は縦覧できません。

▶固定資産課税台帳の閲覧

所有者と所有者から委任を受けた人は、固定資産課税台帳を無料で閲覧できます。借地・借家人などは、使用する土地や家屋のみ閲覧できます（1件350円）。

なお、固定資産課税台帳を閲覧できる人は、台帳の記載事項の証明を受けることもできます。

▶路線価図などの公開

土地の評価額算定の基礎になる路線価図と路線価一覧表は、4月1日（金）から公開します。

路線価図には標準宅地の位置と路線番号を、路線価一覧表には路線価と下落率を記載しています。

▶課税明細書の郵送

固定資産税の課税内容を確認できるよう、納税通知書に「課税明細書」を同封し、5月中旬に郵送します。

▶不服の申し出

固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。

申し出の期間は、4月1日（金）以降、納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内です。

また、令和3年度固定資産税・都市計画税では、評価額が上昇した土地の税額を据え置く特別な措置が講じられました。その措置の適用対象となった土地の令和3年度の評価額に不服がある場合は、4月1日（金）以降、令和3年度の納税通知書を受け取った日の翌日から15か月以内に審査を申し出ることができます。

問い合わせ＝税務課土地担当（☎内線230・231）、税務課家屋担当（☎内線232・233）

火災予防に一層のご協力を

空気が乾燥し、火災の発生しやすい状態が続いています。

逃げ遅れをなくすために、住宅用火災警報器を設置していないご家庭は、寝室などに設置しましょう。

また、住宅用火災警報器は、設置後10年を目安に取り替えましょう。

問い合わせ＝消防本部予防課指導係（☎47 - 1703）



▶山火事に注意しましょう

年間の山火事発生件数の半数以上は、3月から5月にかけて発生します。ほとんどの山火事は、人が原因で発生しています。

たき火やたばこは山火事の原因となりますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。

問い合わせ＝農林振興課林業振興担当（☎内線 568）

下水道受益者負担金（分担金）制度

下水道の整備は、国や県からの補助金や市の借入金のほか、受益者負担金（分担金）で費用をまかっています。

受益者負担金（分担金）とは、下水道が整備された区域内の土地を所有する皆さん（受益者）から事業費の一部を負担していただくもので、その土地に対する負担は一度限りです。

なお、受益者負担金は、対象区域全ての土地が対象になりますが、固定資産税上の地目により猶予期間があります。

また、新里町区域については、公共ます一基につき15万円の受益者分担金の負担となります。

▶対象者に申告用紙を送付

受益者負担金（分担金）を負担していただく対象者には、4月中に受益者申告用紙を郵送します。

内容を確認し、署名のうえ同封の返信用封筒で返送してください。折り返し決定通知書と納入通知書をお送りします。

初年度第1期（6月）の納期限までに一括で納めると割引になる制度がありますので、ぜひご利用ください。

なお、1年を2回に分け、受益者負担金は10回（5年間）、受益者分担金（新里町）は6回（3年間）で納入していただくこともできます。

▶使えるようになる区域などの図面縦覧

新たに下水道が使えるようになる区域と下水道事業受益者負担金（分担金）を納入する区域の図面を縦覧することができます。

対象となる区域は、下表のとおりです。

期間＝4月1日（金）から※土、日、祝日を除く
縦覧場所＝下水道課（市役所2階）

問い合わせ＝下水道課業務係（☎内線678）

下水道が使えるようになる区域 （受益者負担金（分担金）を新たに納入していただく区域）

- 相生町一・五丁目
- 川内町三丁目
- ※ 上記区域の一部です。